

# 「大学院と知的財産」～知的財産 人材育成の前線から

会員 杉光 一成\*

## 目 次

1. はじめに
2. 大学院において知的財産専門教育が始まった背景
3. 大学院における知的財産専門教育の内容
4. おわりに ～今後の課題
5. 補論 ～大学院は専門学校化するのか

.....

## 1. はじめに

最近、様々な大学院において知的財産の専門教育が始まっている。例えば、昨年4月には、東京・虎ノ門に金沢工業大学大学院・知的創造システム専攻（知的財産プロフェッショナルコース）が開講した。更に、今年の4月からは大阪工業大学及び東京理科大学において知的財産専門職大学院が開講する。

法学系において産業財産権法や著作権法等の知的財産法の講義は以前から学部あるいは大学院においてあくまでも必須科目ではなく選択科目という位置づけではあるが存在しており、また理工学系の大学においても知的財産法（特に産業財産権法）はかなり以前から選択科目として存在してきた。

しかしながら、大学院レベルにおいて、しかも知的財産を日常業務とする人材すなわち知的財産人材<sup>(1)</sup>育成を目的とする専門教育というのは比較的最近になって始まったばかりである。

本稿ではこのように大学院レベルにおいて知的財産の専門教育が始まった背景と大学院における知的財産専門教育の内容についてある程度まで類型化して事例とともに述べるとともに今後の大学院における知的財産専門教育の課題について言及するものである。

## 2. 大学院において知的財産専門教育が始まった背景

そもそも最近になって知的財産専門教育が複数の大学院で始まった背景は何であろうか。

この点については、なぜ「始まった」のかという点

よりもむしろ最近まで知的財産専門教育が大学や大学院でほとんど「行われてこなかった」理由を考える方が分かりやすいと思われる。

### (1) 知的財産という学際領域の特殊性

では、なぜ最近まで知的財産専門教育が大学や大学院でほとんど「行われてこなかった」のであろうか。その一つはやはり既に多くの人から指摘されている点ではあるが、知的財産という分野がいわゆる文系と理系の双方にまたがる学際領域に属する点が挙げられよう。

すなわち、知的財産を保護するインフラストラクチャーを形成しているのは紛れもなく「法律」であり、いわゆる文系に属する。しかし、知的財産として保護される対象、すなわちそのインフラに載せるコンテンツは、例えば特許の分野でいえば「先端技術」であり、これはいわゆる理系に属する。

文系の世界、特に法学の世界では知的財産法というのは従来、六法に属さない特殊な世界として扱われてきた。法学の世界では「研究対象とする法律の正式名称が長ければ長いほど支流」という冗談話がある位で、しかも特許権侵害の判例等についてはその内容を理解するのに困難を極めることが多かったので、この分野の研究者になる人も少なかった。

他方、理系の世界では、知的財産というのは当然のことながら、六法と知的財産法との距離以上の距離が空いており、普段行っている最先端の技術の学習・研究という世界とは異質のものとしてあくまでも一般教養レベルとして知っておくと良いという扱いに過ぎなかった。

その結果、文系からも理系からも知的財産というのは「遠い」存在であったといえる。良く言えばこれが学際領域ということであり、悪く言えば、縦割りのな

\* 金沢工業大学大学院工学研究科・知的創造システム専攻 専任教授

学問体系の狭間に落ちこんでいた領域ともいえる。

これが大学側から知的財産専門教育という発想が生まれてこなかった理由の一つとして挙げられよう。

## (2) 大学と知的財産人材の「ねじれ現象」

知的財産専門教育が大学や大学院でこれまでほとんど「行われてこなかった」もう一つの理由として挙げたいのは人材の「ねじれ現象」である。

そもそも大学という最高学府における知的財産に関連する研究としては、従来、知的財産を法学として研究するいわゆる「知的財産法学」以外には存しなかったと言ってよい。すなわち知的財産は「文系」側からの研究のみであった。当然のことながらこのような研究を大学・大学院で学んで輩出される人材も「文系」の人材であった。

他方、従来の知的財産人材、すなわち知的財産を日常業務として取り扱う人材を見てみよう。中心となるのは一般に専門職業人である弁理士とそれを支える特許事務所員、企業の知的財産部（特許部）員と考えられるが、弁理士は理系の比率が従来高く、昨年弁理士試験合格者データを見ても8割以上<sup>(2)</sup>が「理系」出身者である。正確なデータはないものの経験則的に企業における知的財産部員等もほぼ同様であるのが現状であろう。このように、従来の知的財産人材というのは理系出身者が大半を占めていたと言って差し支えない。すなわち、知的財産の実人材は「理系」の人材であった。

このように大学で養成される知的財産関連の人材と実社会における知的財産人材は「ねじれ現象」を起こしていたと言える。その結果、知的財産を研究・教育してきた文系大学からは知的財産関連人材を養成してもそれがすなわち就職に結びつくという実績が作れなかったという結果につながっていた。一方、企業の側からもある意味まっさらな状態で企業に入ってきた理系人材に知的財産教育をするのが普通のことで当たり前と認識していた。

このような「ねじれ現象」も大学側から知的財産専門教育を行うという発想が生まれてこなかった理由の一つとして挙げられるのではないだろうか。

## (3) 知的財産立国の宣言

以上が最近まで知的財産専門教育が大学や大学院で

ほとんど「行われてこなかった」理由と私は考えている。

ではなぜ最近になって「始まった」のだろうか。それは多くの方の認識の通り、やはり政府が知的財産立国を宣言し、いわゆるプロパテント政策を推し進めたことに基づいて大学関係者を初めとする多くの人が知的財産の重要性を認識したからであろう。政府が重要な分野と認識し、宣言すればそれに関連する研究や教育の場を提供しようというのは大学側の基本的特性でもある。過去にも「バイオ」や「環境」など政府が重視すると宣言した分野については多数の関連学部・大学院が出現している。

## 3. 大学院における知的財産専門教育の内容

大学院における知的財産専門教育が最近になって始まった背景は概ね以上のようなものと考えられるが、それではその知的財産専門教育の内容というのはどのようなものであろうか。

既に述べたように、知的財産という分野がいわゆる文系と理系の双方にまたがる学際領域に属するため、その専門教育へのアプローチの仕方は様々である。

そこで、この専門教育の内容を分類・整理するためにある程度モデル化して考えてみることにする。

### (1) 3つの基本アプローチ

まず、既に述べたように、知的財産を保護するインフラストラクチャーを形成しているのは紛れもなく「法律」であり、伝統的に知的財産の研究というのはこの分野のものが大半であった。このような教育・研究を出発点あるいは中心として専門教育を行うことは当然に予想されることでありまた可能である。これは「法律アプローチ」と言えよう。

次に、知的財産として保護される対象、すなわちそのインフラに載せるコンテンツは、例えば特許の分野でいえば「先端技術」であり、著作権などの分野では「漫画」や「デジタルコンテンツ」などがある。

このような技術等のコンテンツに関する教育・研究を出発点あるいは中心としつつ、それを保護するインフラとしての知的財産専門教育を行うことも可能である。これは「コンテンツアプローチ」ということができよう。

これら2つの分類は、知的財産の伝統的な研究形態

が「法律」研究であった点、さらに知的財産の実人材が「コンテンツ（技術等）」を基礎とする者が多かった点にそれぞれ対応しているため、合理性を有する分類と考えられる。

しかしながら、最近では更に事情が複雑となっている。すなわち、周知の通り知的財産権の活用をいかに図るか、あるいは企業の経営戦略にいかに組み込むかという視点が重視されている。これは従来で言えば「経営」という分野に属する領域の話であり、このような研究を出発点あるいは中心として専門教育を行うことも予想されることでありまた可能である。これを「経営アプローチ」とする。

以上より、知的財産分野のインフラとしての「法律」(I)、技術や漫画等の著作物という「コンテンツ」(II)、インフラとコンテンツが結びつくことで生まれる知的財産権をマネジメントに活かす「経営」(III)、という3つを視点として知的財産専門教育の内容を分類することが考えられる<sup>(3)</sup>。

## (2) 基本類型

以上の視点を基礎に大学院の知的財産専門教育へのアプローチを整理すると以下のように3つに類型化することができる。

- I. 法律アプローチ
- II. コンテンツ（技術や著作物）アプローチ
- III. 経営アプローチ

まず、法律アプローチは、法律学の教育・研究を基礎として専門教育を目指すものを指す。知的財産の研究としては伝統的な形態であり、知的財産法の研究者がいる法学部や法学研究科などを基盤として設置した知的財産人材を養成する大学院は通常この形態になるであろう。

例えば、一橋大学大学院の国際企業戦略研究科や法科大学院における知的財産専門教育はこの法律アプローチに属するといえよう。

次に、コンテンツアプローチは、技術や漫画・デジタルコンテンツからアプローチする形態であり、技術の場合には理工学系統の学部や研究科を基盤として設置した大学院はこの形態になることが多いであろう。

最近開設されている知的財産専門教育の大半が理工学系統の学部や研究科を基盤としている。

最後に、経営アプローチであるが、経営学部や経営

学研究科などを基盤として知的財産専門教育を行おうとする大学院はこの形態になると考えられるが現状ではまだ存在していないようである。

以上の3つが基本的類型として考えられる。しかし、アプローチという言葉からも明らかではあるが厳密にいずれかのアプローチに全ての大学院の知的財産専門教育が分類できる訳ではない。この分類はあくまでも既存の学問体系における基盤（起源）を示し、その専門教育の中心とするところの目安となるに過ぎない。すなわち、コンテンツ（技術）アプローチの大学院でも当然のことながら「法律」を教育科目としており、このような複合型の大学院の方がむしろ通常である。

そこで、以下では複合型について説明する。

## (3) 複合型 ～事例紹介

現状において存在するあるいは開設予定の大学院は、複合型の大学院<sup>(4)</sup>が通常である。

例として、京都大学大学院・医学研究科・社会健康医学系専攻に設置された知的財産経営学コース<sup>(5)</sup>があり、医学基礎、病理学、遺伝学などの「コンテンツ」アプローチながら、「法律」分野、「経営」分野の科目が履修可能となっている。また、政策研究大学院大学の政策研究科・知財プログラムは、「法律」アプローチに属しつつ、「経済」科目が必修となっており、選択必修として「経営」に関する科目も存在する複合型である<sup>(6)</sup>。

ここで、コンテンツアプローチに属しつつ、すなわち「技術」の教育を基盤としつつ、「法律」分野の専門教育を合わせて行うプログラムとして筆者の所属する金沢工業大学工学研究科・知的創造システム専攻（知的財産プロフェッショナルコース）<sup>(7)</sup>の事例を紹介する。

この大学院は、情報通信工学系の研究科を基盤として設置されており、「ITに強い知的財産専門家」を育成することを目的としているため、「コンテンツ」すなわち技術分野をITに絞り込んでいる点が特徴である。また、技術を基礎として同時に「法律」も教育する複合型であるが、いわゆる法律学を基礎としつつも実際の出願・契約・係争・マネジメント等に必要な実務にむしろ重点を置いている。

もともと、「コンテンツ（ここではIT）」と「法律」を同時に学ぶと言っても単にそれぞれの科目を並列に

履修できるとしただけでは $1 + 1 = 2$ 以上の効果は生じない。しかも特許の世界ではコンテンツ(技術分野)の違い、例えば電気系と化学系とでは実務において相当の違いがあることは周知である。

そこで、この大学院では、ITという技術知識を基本に、知的財産分野の中でもそれと有機的一体として関連する法律・実務部分にウェートを置き、 $1 + 1$ が3や4以上になるような相乗効果を狙っている。具体的には、まず、「インターネット特論」、「インターネットワーキング特論」、「データベース設計特論」、「セキュリティシステム特論」などのIT系技術科目を必須としている。その上で、特許に関しては特許法の法制度の講義のみならずITと関連の深い「ソフトウェア特許特論」という選択科目があり、ソフトウェア関連発明の審査基準変遷の経緯からソフトウェア関連発明の実際の訴訟を題材にした最新の実務までを研究する。また、「特許実務特論」ではソフトウェア関連発明のクレーム作成演習を行う他、「ビジネス方法特許設計演習」という科目では実際にビジネス方法発明を自ら完成させ、先行文献調査を行い、明細書を作成するという演習を行う。また、法律分野についても法学概論以外に「サイバーロー特論」、著作権分野についてもIT分野と関連の深い部分に重点を置いた「デジタル著作権特論」という科目を置いてIT分野と法律分野を有機的一体としたプログラムとしている。

その結果、昨年(平成16年度)の4月後半、入学して半月位の初期段階では院生から「現在学んでいるIT技術と特許法の結びつきがよく分からなくて不安である。」という声があったものの、昨年末の時点ではほぼ全員が修得したITの知識を駆使したソフトウェア関連発明の明細書作成に取り組んでおり、「コンテンツ(すなわち、技術)」と「法律」との有機的一体の教育が効を奏していることが確認できた。

もっとも、この点誤解が多いのであるが、本研究科は工学研究科内に設置したコンテンツ(技術)アプローチの大学院であることから、最終的な修士論文は知的財産に関する論文ではなくあくまでもITに関する論文を作成することになる。

その結果、例えば、もともと電気系でこれを機会にITの知見を強化したいと考える弁理士や弁護士という有資格者にとっても役に立つ内容となっており、既に今年度(平成17年度)の入学試験に合格し、入学手

続を終えた弁理士資格保有者もいる。

#### (4) 知的財産専門職大学院, MOT

専門職大学院とは、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする大学院のことである。平易な言葉で表現すれば高度な専門職業人を養成するいわゆるプロフェッショナルスクールである(なお、「専門大学院」という制度がかつてあったが専門職大学院ができたことよって廃止された)。この専門職大学院は最近(平成15年)になって設置可能になった新しい大学院であり、法科大学院も専門職大学院の一種である。

知的財産専門職大学院というのはこの専門職大学院の一種であり、大阪工業大学や東京理科大学が今年(平成17年)の4月に開講する予定である。

もっとも、専門職大学院であるがゆえに専門教育の内容が一義的に定まるものではなく、どのような職業人を養成したいのかという大学側のポリシーによってその内容が変わってくるものと思われる。

例えば、大阪工業大学の知的財産専門職大学院では、弁理士受験特別講座を設ける予定<sup>(8)</sup>であるなど「コンテンツ(技術)」や「経営」よりもむしろ「法律」に重点が置かれていると考えられる。

他方、東京理科大学の知的財産専門職大学院は、総合科学技術経営研究科の中に設置され、「知財と経営を総合的に教授することでビジネスをアクティベーションできる人材を育成することを目標とする」<sup>(9)</sup>とされているので、「経営」分野を重視していると考えられる。

なお、法科大学院においては大学院の修了が新司法試験の受験要件となっているため、その意味で国家資格の取得と連動しているが、知的財産専門職大学院については国家資格(弁理士資格)の取得と何らかの形で連動<sup>(10)</sup>させるかどうかについて検討中ということである。

ところで、ここ数年で注目されたMOTと知的財産専門教育との関連についてここで言及しておきたい。

そもそもMOT(Management of technology)というのは「技術経営」とも訳され、確定した定義はないものの、概ね、「技術開発から新製品や新事業を創出するためのマネジメント」と考えられ、MOTを学ぶ大学院は、技術系のMBA(Master of Business Administration)(経営管理学修士)と言われることもある。

したがって、技術開発、新製品、新事業のいずれに

も密接に関連する知的財産は MOT 中の重要な一部分を占めるため、MOT の大学院も広義の意味で知的財産関連教育の一種と云う。

もっとも、少なくとも知的財産を日常業務とする人材を知的財産人材と狭義に捉える前提においては MOT の教育がすなわち知的財産専門教育であるとはいえないであろう。

#### 4. おわりに ～今後の課題

ある大手企業の知的財産部の人事担当者からこんな話を聞いたことがある。「人材要件として期待する能力・経験・知識を全て募集広告に書いた。でも募集したら誰も来なかった。冷静に考えるとこんなに広く詳しく知っている人などいるはずもないと思った。」という。

この話からも分かるように、知的財産の世界は極めて広く、かつ深い。国際的な知的財産紛争が生じている今日では知的財産に関連する語学力も益々必要になってきている。この広く深い世界の全てを知り尽くしていれば知的財産人材として申し分のないことは明らかである。

しかしながら現実にはそのようなスーパーマン的な人材はほとんどいない。

このような中で専門教育を行う場合にやはりどういふ人材を養成するのか、という視点が重要になってくる。大学院による知的財産専門教育には上述したように色々なアプローチがある。今は従来の法律アプローチに加え、多様な知的財産専門教育のアプローチが出現しつつある過渡期である。

したがって、一概にどのアプローチが正しいとは言えないのが現状である。

先に述べた「法律」、「コンテンツ」、「経営」（実際の人材要件としてはこれに「語学」が加わることも多い）のそれぞれについてどのような知識をどのようなバランスで持った人材が求められているのか。その最適解を求める努力がそれぞれの大学に求められることになるであろう。

#### 5. 補論 ～大学院は専門学校化するのか

大学院と知的財産専門教育について述べてきたが、最後に、ある学会で大学院の知的財産人材育成について発表した際に受けた質問を紹介し、それに対する回答を述べて本稿を終わらせたい。

その質問は、「大学院は高度な学問を教育・研究する機関であって職業人養成というのは大学院が専門学校化してしまうことになるのではないのか。」というものであった。

ちなみに、専門学校は、就職等に必要能力の育成と教養の向上を目的とする機関である。この定義から考えると確かに職業人の養成というのは専門学校の役割に近いようにも思える。そして大学院というのは職業人ではなくあくまでも研究者を養成する機関という印象があった。

しかしながら、大学院というのは、専門職大学院の制度ができる以前から大学院設置基準に「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うこと」を目的とする機関とされていた。知的財産の世界の広さと深さ、更にはそこで要求される能力等を考えれば、知的財産人材を育成する知的財産専門教育はまさに「高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うこと」と言ってよいであろう

その意味で知的財産専門教育というのはまさに大学院で行うことがふさわしく、これは大学院の専門学校化を意味するものではないと考える次第である。

#### 注

- (1) 知的財産に関連する人材には様々な職種が含まれるため、本稿では知的財産人材を「知的財産を日常業務とする人材」というように狭義に捉える。
- (2) 平成 16 年弁理士試験最終合格者統計では理工系が 80.1%。
- (3) 知的財産教育の内容を技術、法律、経営という 3 つの視点を基本として分析する手法は以下の文献でも用いられている。井上ゆか (2004) “知的財産関連教育プログラムに関する調査”, 「知財マネジメント研究」第 2 巻 72 頁～86 頁。
- (4) 大学院ではないが、2003 年 4 月に開講した大阪工業大学の知的財産学部のように学部における知的財産専門教育もある。また、東京大学先端科学技術研究センターの先端知財人材育成オープンスクールのようなオープンスクール形式の教育プログラムも複数存在する。
- (5) <http://square.umin.ac.jp/motkyoto/>
- (6) <http://www.grips-ip.jp/>
- (7) <http://www.kanazawa-it.ac.jp/tokyo/>
- (8) [http://www.oit.ac.jp/japanese/gakubu/daigakuin/tizai\\_senmonsyoku.html](http://www.oit.ac.jp/japanese/gakubu/daigakuin/tizai_senmonsyoku.html)
- (9) <http://www.tus.ac.jp/grad/mip/cal.html>
- (10) 連動の方法には法科大学院のように修了を新試験の受験資格とする他、修了によって試験科目の一部免除を認める方法などが考えられる。

(原稿受領 2005.1.12)